

令和5年度静岡県障害者在宅ICT機器講習開催業務委託先募集要項

1 趣旨

静岡県（以下「県」という。）が行う「障害者在宅ICT機器講習開催業務」について、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者には業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）を実施する。

2 委託業務名

- (1) 令和5年度静岡県東部地域障害者在宅ICT機器講習開催業務
- (2) 令和5年度静岡県中部地域障害者在宅ICT機器講習開催業務
- (3) 令和5年度静岡県西部地域障害者在宅ICT機器講習開催業務

3 委託期間

契約日から令和6年3月22日（金）まで

4 契約限度額

講師1名・講習時間1時間当たり3,300円（消費税及び地方消費税を含む。）

※限度額を超えたものは失格とする。

5 委託業務の内容

別紙1「令和5年度静岡県障害者在宅ICT機器講習開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

6 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人。

- (1) 障害のある人のためのパソコンボランティア養成講習講師歴、障害のある人を対象としたパソコン・ICT機器講習講師歴、障害のある人の支援歴のいずれかの経歴をもった者が、事業を実施することができる法人。
- (2) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 直近1年間において法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を

- いう。以下同じ。)である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。委託先の選定は、別に定める評価基準（別紙2）により、令和5年度静岡県障害者在宅ICT機器講習開催業務委託先選定委員会の委員が審査し、決定する。

8 応募方法等

(1) 企画提案の参加申込

ア 提出書類

公募企画提案への参加を希望する者は、以下の書類を提出し、確認を受けなければならない。なお、企画提案参加表明書の提出後、辞退を希望する者は以下の書類を提出すること。

<参加申込>

- ・企画提案参加表明書（様式1）・・・・・・・・・・ 1部
- ・上記6に掲げる要件を満たす誓約書（様式2）・・・・ 1部
- ・付属書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1部
 - (1) 会社概要、定款等応募する団体又は企業の事業内容がわかる書類
 - (2) 直近の決算書
 - (3) 法人税及び消費税及地方消費税に係る納税証明書（その3の3）
 - (4) 法人都道府県民税及び法人事業税に係る直近3か年の納税証明書（主たる事務所のある都道府県及び静岡県のものとする。）
 - (5) 法人の役員名簿

※(3)、(4)に関して、非課税のものがある団体については、その旨の証明書又は申立書（任意様式）を添付すること。

<参加辞退>

- ・企画提案辞退届（様式3）・・・・・・・・・・・・・・ 1部

イ 提出期限

- ・参加申込：令和5年8月15日（火）午後3時まで（必着）
- ・参加辞退：令和5年8月18日（金）午後3時まで（必着）

ウ 提出方法

「13 問い合わせ先」の場所へ直接持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とすること。（ただし、参加申込について令和5年8月15日（火）は午後3時までとする。参加辞退について令和5年8月18日

(金)は午後3時までとする。)

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

公募企画提案への参加を希望した者は、以下の書類を提出をすること。

- ・企画提案書の提出書(様式4)・・・・・・・・・・1部
- ・企画提案書(様式4-2)・・・・・・・・・・7部
- ・付属資料・・・・・・・・・・各1部

(1) 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本の写し

(2) 見積書

イ 提出期限

令和5年8月21日(月)午後3時まで(必着)

ウ 提出方法

「13 問い合わせ先」の場所へ直接持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とすること。(ただし、令和5年8月21日(月)は午後3時までとする。)

エ 留意事項

- ・企画提案書(様式4-2)の提出に当たっては、委託業務内容を十分に理解した上で作成すること。
- ・上記5に掲げる委託業務の内容を専門的視点から精査し、必要があれば修正を加え、企画提案を行うこと。
- ・関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。
- ・企画提案書は、委託業務をどのような方針や手法で展開し、実施運営していくのかについて、図表等を用いてわかりやすく表現すること。
- ・企画提案書は、日本産業規格のA4判で作成のこと。
- ・企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- ・虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- ・企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
- ・提出された企画提案書は返却しない。また、採用した企画提案書を除き、提案者に無断で使用しない。
- ・企画提案書作成及び提出、プレゼンテーション審査等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

(3) 内容等の問い合わせ

ア 内容等についての問い合わせ期間

公告の日から令和5年8月10日(木)までの平日の午前9時から午後5時までの間とすること(ただし、令和5年8月10日(木)は午後3時までとする。)。軽微な内容の問い合わせについては、令和5年8月24日(木)のプレゼンテーション開始前までとする。

イ 内容等についての問い合わせ方法

「13 問い合わせ先」へ企画提案質問書(様式5)によりE-mailにて質問を受け付ける。軽微な内容の問い合わせについては電話も可とする。

ウ 内容等についての回答方法

企画提案質問書による問い合わせに対する回答は、E-mailにより行う。軽微な内容の問い合わせについては電話等により行う。

9 審査

(1) 事前審査

企画提案者が複数の場合はプレゼンテーションを行う。なお、企画提案者が多数となった場合は、プレゼンテーションを行う者をあらかじめ書面にて事前審査し、5者程度に選定することがある。その場合、事前審査の結果は、令和5年8月23日（水）午後5時までにメールにて通知する。

(2) プレゼンテーション

ア 実施日時 令和5年8月24日（木）午前

※プレゼンテーション開始時間は参加表明者に別途通知する。

イ 実施方法 対面又はオンライン会議ソフト「Zoom」を使用したオンライン会議方式

ウ 備考

- ・1提案当たりのプレゼンテーションの時間は15分（説明10分、質疑5分）とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションは非公開で行うものとする。
- ・令和5年8月22日（火）に通信テストを実施する。
- ・通信に必要な情報は、別途通知する。
- ・企画提案者が1者の場合は、プレゼンテーションは行わないものとする。

(3) 審査

令和5年度静岡県障害者在宅ICT機器講習開催業務委託先選定委員会の委員が審査する。

10 選定方法

令和5年度静岡県障害者在宅ICT機器講習開催業務委託評価基準（別紙2）による。

11 選定結果の伝達方法及び説明

- (1) 選定結果は、辞退者を除く全ての企画提案者に文書により通知する。
- (2) 説明は、電話又は来庁面会による。

12 その他

- (1) 本事業は厚生労働省『地域生活支援促進事業（令和5年度）』の国庫補助金を受けて実施するため、次の点に留意すること。
 - ア 関係書類の整備、保管を確実に実施すること。
 - ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類
 - ・労働者名簿、出納簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類
 - イ 事業の実施状況や実績について、県の検査対象となること。
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条の規定による「行政機関等における障害を理由とする差別の禁止」に準じること。
- (3) 企画提案等は、本事業の目的に沿うように留意すること。
- (4) 企画提案等は実施可能なものとし、原則として応募者側で管理運営すること。
- (5) 本事業は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施に当たっては、委託者と協議して実施内容を決定する。

- (6) 契約により生じる著作権その他一切の権利は委託者に帰属する。
- (7) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (8) 委託先候補者選定後、協議の上、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は契約限度額の範囲内で修正をする場合がある。
- (9) 提出された応募書類は返却しない。

13 問い合わせ先

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課就労・施設班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館2階

電話：054-221-2328

FAX：054-221-3267

E-mail：shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp